

公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 福井労働局

1 開催日

令和元年7月2日(火)

2 委員の氏名及び役職等

委員長	【欠席】勝木 重三	公認会計士
委員	田中 住江	司法書士
委員	山川 均	弁護士・公認会計士

3 審査対象期間

平成30年7月1日～平成31年3月31日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 1件

・審査件数 1件

うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 0件

・審査件数 0件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 5件

・審査件数 5件

うち、契約金額が500万円以上のもの 1件

うち、参加者が一者しかいないもの 2件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 1件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 6件

・審査件数 6件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者が一者しかいないもの 0件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

5 審議案件の抽出方法

抽出ではなく、全件審議対象とした。

6 審議結果

・不適切等と判断した件数 0件

・結果内容及び措置状況

審議対象案件全てについて「所見なし」との結論であった。

◆第1回公共調達監視委員会議事録◆

開催日時 令和元年7月2日(火) 13:30～
開催場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

<委員>

勝木 重三 公認会計士(委員長)【欠席】
田中 住江 司法書士(委員長代理)
山川 均 弁護士・公認会計士(抽出委員)

《開催経過説明》

事務局 只今より、令和元年度第1回福井労働局公共調達監視委員会を開催いたします。審議開始までは事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたり総務部長よりご挨拶を申し上げます。

《総務部長挨拶》

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

また、当局においての適正な公共調達の推進にあたりまして、日頃よりご協力いただいておりますことにつきまして、重ねてお礼申し上げます。

当然のことながら、労働局におきましては国の予算を使っておりますので、適正な執行及び調達にかかる適切性、透明性の確保、効率的の向上を目指すことが求められており、当局におきましても過去において当委員会でご指摘いただきました事項等を踏まえまして、例えば、入札案件については、一者応札とならないよう仕様等の内容について精査を行うなど、適正な契約事務の遂行に努めているところでございます。

本日は、平成30年7月から平成31年3月までの間に契約を締結いたしました12案件を審議していただきますが、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、今後の事務処理に生かして参りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

《担当職員紹介》

(総務課長以下、総務部総務課会計担当職員を紹介)

《有効成立の説明》

事務局 公共調達監視委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づく「過半数の出席」を満たしており、本日の監視委員会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本日は都合により勝木委員長が欠席となっておりますので、挨拶とその後の進行につきまして、委員長代理の田中委員にお願いしたいと思います。

《委員長代理挨拶》

委員長代理 委員長不在ということで、代わりに進行させていただきます。進行については、何分不慣れといたしますが、初めてのことで、皆様のご協力を得ながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

《審議案件説明》

委員長代理 それでは、議事次第4の契約案件の審議に入りたいと思っておりますが、設置要綱第7条第2項に基づく「抽出結果の報告」につきましては、対象案件全てを審議するということですので、特に抽出委員からのご報告をいただくまではないと考えます。

では、早速ではございますが、各案件につきまして事務局の方から、内容の説明をお願いします。

《契約案件の審議》

- 1 「福井公共職業安定所及び福井労働基準監督署融雪用井戸改修工事」について事務局より説明

委員 再委託に関して、契約書第6条に「やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。」と記載されているが、会計法や予決令には再委託自体ができるという規定は載っていなかったと思うが如何か。

事務局 会計法、予決令に再委託に関する条文は一切なく、できるともできないとも謳っておらず、厚生労働省通知による監視委員

会等における審査の対象の中に、再委託の額が契約額に占める割合1/2以上となるものは、全て審査の対象とすることとされており、再委託そのものを禁止するものとはなっていない。

但し、契約の全部を一括して第三者に委託することは禁止することになっている。

委員 一意見として、契約書第6条による監督職員の承認がなされており、手続き上の問題はないと思われるが、再委託に占める割合が高く、業者が申し出た理由が「専門的な技術が必要なため」のみでは、合理的理由としては乏しい感じがするので、更なる詳細を確認した上で承認すべきかと考える。

事務局 今回の案件に関しては予定価格が1,200万円以下の専門工事ということもあり、入札参加資格のランクが最も下位の「D」が該当し、直近上位を加えることができるとなっているが、それを加えても「C」「D」の業者しか参加できなかったことが再委託に至った要因と考えている。冬季の降雪前の短期間工事ということもあってか、不落札となった他の業者からも入札前に再委託についての問い合わせがあったことから、高度な技術を要することの他に、工期的な問題もあったと思われる。委員のご指摘のように、再委託にかかる合理的理由については、以後、再委託の申請に関しては、詳細を記載させた上で承認することとしたい。

2 「平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業」について事務局より説明

委員 予定価格の積算は非常に細かく設定されており、よくできていると思うが、実際の契約書に添付してある委託費交付内訳が「事業費、管理費、消費税」と委託費交付内訳が大まかで粗い。率直な疑問として、契約書にも予定価格積算内訳に近い内容記載が望ましいと思うがどうか。

事務局 厚生労働省の予算において、事業費、管理費等分かれており、契約書添付の交付内訳においては、本省より指定されている様

式のものである。その内訳等の詳細な内容については、精算報告書提出の際に、より厳格な確認を行っており、委託費の交付内訳においては詳細記載を要しないものとしている。

委員 本事業は新規事業か。

事務局 新規事業である。

委員 本件は落札率が高く、不落札の業者は予定価格を超えている。今回は初めての事業ということで問題はないが、継続事業においてよく目にするのが、昨年度実績を参考にしたような、所謂過去の契約額に基づいた予定価格を立てると、年々予定価格が下がっていき、業者にとっては落札することが益々厳しくなっていく傾向があるため、どこかで見直し等が必要と懸念するところはある。

事務局 過去実績のみではなく、印刷物や物品購入等の物価など、市場を取り入れた予定価格積算を行うことで、下がり続けることはないよう適正な予定価格の積算に努めていきたい。

3 「平成30年度若年層を中心とした求職開拓事業」について事務局より説明

委員 本案件は1者入札案件であり、この手の事業はノウハウ的なものもあってか、福井県において他に応札できそうなところはなかなか難しいと考えるが、県外からの応札は見込めないのか。

事務局 入札参加の要件において、県内業者に限る等の縛りは設けてないため、応札しようと思えば可能ではあるが、事業内容自体が地域性や事業所との繋がりを要するため、県外業者には相当厳しいのかと考える。県内においても、民間の職業紹介事業者の参入が考えられるが、国の事業においては利益を出すのが困難ということもあってか、応札してこないというのが現状である。

4 「年度後半における集中的な就職面接会事業」について事務局より説明

委員 一部、会場設営について再委託しているが、外注ではないのか。再委託と外注はどう違うのか。

事務局 事業全般を委託しており、そのうちの一部を他業者に履行させている場合については再委託としている。会場設営が外注といえば外注であるが、その外注業務の一形態として業務委託や業務請負等があるので、国の契約においては事務処理や予算の管理上、「再委託」として統一している。

5 「福井労働局各種封筒印刷物作成業務一式」について事務局より説明

委員 特に調達に関して問題があるわけではなく、個人的な意見として聞いていただきたいのであるが、本案件は予定価格も細かく積算されており、それぞれの入札金額を見ても拮抗しており、きちんと競争が働いていて、契約としては非常に良いという感想を持つが、印刷業界においては、年々競争が激化してきている印象を受けており、逆に心配をしている。恐らく本件も殆ど利益はないのかなとも思っている。

事務局 確かに過去には10数社応札してきた経緯もあり、年々応札数は減ってきているという実状はある。

6 「福井労働局事務椅子等購入整備一式」について事務局より説明

委員 本案件も予定価格の積算が細かく設定されており、今までは案件によっては業者から参考見積書をもって、そのまま予定価格としていたものが見受けられたが、そうではなく良い印象を受ける。

事務局 引き続き、適正な事務処理に努めていきたい。

7 「大野・敦賀・小浜公共職業安定所印刷機購入（入替）整備」について事務局より説明

委員 契約額があまりにも低い。随意契約なので、これが悪いという決まりがあるわけではないが、一般競争入札では予決令に基づく低価格調査に関する基準価格があったと思うが、本案件は当然該当しないものと認識しているが如何か。

事務局 一般競争入札であれば、予決令第84条に最低価格の入札者を落札者としなことができるとして「予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約」とあり、厚生労働省の内規で、そのうち、落札率が60%を下回る場合は低価格調査を行うとされている。

委員 本案件は、随意契約であるから対象にならないという理解でよいか。

事務局 そのとおりであり、仮に本案件が一般競争入札であったとしても、予定価格が1000万円未満のため対象とはならない。

即ち、予定価格が1000万円を超える場合は、通常であれば入札案件となるので、随意契約においてはどんなに低い価格であっても、相手に契約意思がある限り契約しないという事由がない。

委員 一般的に考えると、業者に全く利益はないと思われるが、印刷機を労働局に納入することによって、他にメリットはあるのか。

事務局 今回の入替については、もともと3台中2台は落札業者の製品であり、3台とも他のメーカーに替えられてしまうものを避けたかったものとする。但し、製品納入による今後の利益については、使用するトナー等の消耗品や保守が考えられるが、印刷機の耐用年数は5年であり、納入年度に使用する消耗品は今回の入札に含めているので、残りの年数で3台分の消耗品費

や保守料だけでは到底回収できない金額である。落札業者の真意は不明であり、あくまで想像ではあるが、落札業者は事務機器や事務用品を取り扱っており、今後において、随意契約による見積合わせ等の際に当局からの声掛け等、当局との繋がりを重視したものではないかと推測する。

委員 なるほど、一般競争入札であれば、応札すれば自動的に参加することでき、競争することできるが、随意契約においては、労働局からの声掛けがない限り、見積書の提出ができず、参加することができないということですね。

事務局 予決令第99条の6により、「随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とされており、当局においては予定価格が50万円以上については、2者ではなく3者以上見積書を徴すこととしており、当然、信用があり、より安価を提示してくるであろう業者を選定して声掛けを行うことから、そういったところも意識はしていると考ええる。

委員 随意契約の場合は、どこの業者に対して、何を基準に選定しているのかを後ほど聞こうと思っていたが、今の説明で良く理解できた。

委員 随意契約については、契約書ではなく請書でよいのか。

事務局 予決令第100条の2第1号により、「一般競争入札若しくは随意契約で、契約金額が150万円を超えないものは、契約書の作成が省略できる」とされており、契約事務取扱規則第15条において、「契約書の作成を省略する場合には、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書を徴す」こととされている。軽微な契約とは、内規により契約額が50万円未満として定められている。

委員 一般的に契約書は証拠証明形式という位置付であるが、請書についてはそこまで縛るものではないという認識でよいか。

事務局 契約業者が「適正に履行します」という一種の誓約的な性質
ものである。

8 「各署・所のルーター購入整備等業務」について事務局より説明

委員 特に意見なし

9 「シュレッダーの購入」について事務局より説明

委員 特に意見なし

10 「福井労働局官用車におけるカーナビゲーション等の購入等整備一式」に
ついて事務局より説明

委員 特に意見なし

11 「冊子「労働関係法のポイント」の購入」について事務局より説明

委員 毎年でてくる案件であるが、1者、そこしかないということ
で随意契約となるということによろしかったか。

事務局 そのとおりであり、会計法29条の3第4項及び予決令10
2条の4第3号によるところの「契約の性質又は目的が競争を
許さない」ものである。

12 「武生公共職業安定所の長椅子の購入」について事務局より説明

委員 請書の数量表記について、案件によっては「一式」であつた
り、「個数」であつたりするが、表記に規定のようなものはある
か。

事務局 規定はなく、契約の種類や数量が多い場合は一式とまとめて記載してくる場合があるが、特に咎めることはしていない。

《総 評》

委員長代理 それでは、質問・意見も出尽くしたようですので、本日の審議をまとめますと、特に問題はないということで承認してよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

委員長代理 それでは、本日の審議結果を、監視委員会設置要綱第5条第5項に基づき、事務局の方で福井労働局のホームページで公表するとともに、中央監視委員会あて報告して下さい。

《閉 会》

委員長代理 以上をもちまして、福井労働局公共調達監視委員会を終了いたします。皆様、本日はご苦勞様でした。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間				平成30年7月1日～平成31年3月31日				部局名		福井労働局	
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会 審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会 審議結果 状況（所見）	
1	福井公共職業安定所及び福井労働基準監督署融雪用井戸改修工事	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年11月14日	株式会社福井製作所 福井市高木中央1丁目 1016番地	8210001002925	一般競争入札(最低価格落札方式)	9,730,302	5,594,400	57.5%	3者 再委託	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

[随意契約によるもの]		審査対象期間				部局名							
		平成30年7月1日～平成31年3月31日				福井労働局							
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果 状況(所見)

該当なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間				平成30年7月1日～平成31年3月31日		部局名		福井労働局		
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会 審議結果 状況(所見)
1	平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年7月2日	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2 丁目4-5	9013301012464	一般競争入札(総合 評価落札方式)	8,196,073	7,644,000	93.3%	2者	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
2	平成30年度若年層を中心とした求職開拓事業	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年7月19日	福井県中小企業団体中 央会 福井市大手3丁目7番1 号	7210005000694	一般競争入札(総合 評価落札方式)	3,751,226	3,564,000	95.0%	1者	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
3	年度後半における集中的な就職面接会 事業	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年9月13日	福井県中小企業団体中 央会 福井市大手3丁目7番1 号	7210005000694	一般競争入札(最低 価格落札方式)	3,902,536	3,456,378	88.6%	1者	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
4	福井労働局各種封筒印刷物作成業務一 式	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年12月20日	若越印刷株式会社 敦賀市道口63-10-1	3210001010593	一般競争入札(最低 価格落札方式)	1,696,498	1,432,436	84.4%	4者	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
5	福井労働局事務椅子等購入整備一式	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年12月21日	エフケーユーテクニカル 株式会社 福井市和田東1丁目813	1210001000547	一般競争入札(最低 価格落札方式)	3,676,118	3,524,904	95.8%	5者	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間				平成30年7月1日～平成31年3月31日				部局名		福井労働局	
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果 状況(所見)
1	大野・敦賀・小浜公共職業安定所印刷機購入(入替)整備	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年10月22日	イワイ株式会社 福井市松城町15-11	9210001000234	会計法29条の3第5項、予決令99条第3号 予定価格が160万円を超えない買入れに係る契約であるため、少額随契とした。	1,261,656		3	0.0%	0	審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
2	各署・所のルーター購入整備等業務	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年11月13日	大電産業株式会社 福井市春山1-6-15	4210001001864	会計法29条の3第5項、予決令99条第3号 予定価格が160万円を超えない買入れに係る契約であるため、少額随契とした。	1,550,988	1,485,216	95.8%	0		審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
3	シュレッターの購入	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成30年12月25日	エフケーユーテクニカル株式会社 福井市和田東1丁目813	1210001000547	会計法29条の3第5項、予決令99条第3号 予定価格が160万円を超えない買入れに係る契約であるため、少額随契とした。	1,287,468	1,149,120	89.3%	0		審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
4	福井労働局官用車におけるカーナビゲーション等の購入等整備一式	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成31年1月25日	福井トヨタ自動車株式会社 福井市下荒井町19-50	8210001003683	会計法29条の3第5項、予決令99条第3号 予定価格が160万円を超えない買入れに係る契約であるため、少額随契とした。	1,453,680	1,217,197	83.7%	0		審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
5	冊子「労働関係法のポイント」の購入	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成31年2月20日	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル	9013301012464	会計法29条の3第4項、予決令102条の4第3号 当該冊子に福井労働局の情報印刷するには、発行元に注文する必要がある。	1,168,344	1,168,344	100.0%	0		審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)
6	武生公共職業安定所の長椅子の購入	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	平成31年2月21日	株式会社オフィスサポートBP 福井市開発2丁目506番地	9210001008789	会計法29条の3第5項、予決令99条第3号 予定価格が160万円を超えない買入れに係る契約であるため、少額随契とした。	1,409,999	1,218,888	86.4%	0		審査済 (所見なし)	審査済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。